

意見募集案件	北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の改定)
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 827
意見募集期間	平成 28 年 7 月 1 日(金)から平成 28 年 8 月 1 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(環境課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 9 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を市の処理施設に搬入する際に徴収する処理手数料は、平成 14 年度以来見直しをしていません。 その間家庭ごみの有料化が始まり、事業系と家庭系の負担の均衡が変わっていることや、事業系一般廃棄物の排出量が増加していることから、今後の安定的な廃棄物処理行政の維持を図ることを目的に、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理手数料を改定するため、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 手数料の改定【10キログラム当たり】 事業系一般廃棄物 現行86円 ⇒ 118円 事業系一般廃棄物のうち適正に分別された生ごみは改定なし 産業廃棄物 現行172円 ⇒ 237円 (3) その案の根拠となる法令等 北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を排出する事業者の負担が増えます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 別紙「北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」とおり
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」とおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成28年9月 パブリックコメント結果の公表 平成28年9月～ 第3回定例会に提案 平成29年4月 条例改正施行予定(料金の改定)